

3. 製品分類と主な有効成分

No.	分類	主な有効成分
1	解熱鎮痛薬	アスピリン、アスピリンアルミニウム、アセトアミノフェン、アリルイソプロピルアセチル尿素、安息香酸ナトリウムカフェイン、エテンザミド、カフェイン、カノコソウ、カンゾウ、ケイヒ、サザピリン、サリチルアミド、サリチル酸ナトリウム、プロムワレリル尿素、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンC、ヘスペリジン、無水カフェイン、ラクチルフエネチジン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
2	鎮静剤	アリルイソプロピルアセチル尿素、カノコソウ、クロルゾキサゾン、コウブシ、コウボク、サフラン、シヤクヤク、センキユウ、トウキ、ニンジン、ピヤクキユウ、ピヤクシ、ブクリヨウ、プロムカンフル、プロムワレリル尿素、ベニバナ、ポタンピ又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
3	かぜ薬	アスピリン、アスピリンアルミニウム、アセトアミノフェン、安息香酸ナトリウムカフェイン、ウイキヨウ、エテンザミド、塩化リゾチーム、塩酸アロクラミド、塩酸イソチペンジル、塩酸クロペラスチン、塩酸ジフェテロール、塩酸ジフェニルピラリン、塩酸ジフェンヒドラミン、塩酸トリプロリジン、塩酸トリペレナミン、塩酸トンジルアミン、塩酸ノスカピン、塩酸フェネタジン、塩酸プロムヘキシシ、dl-塩酸メチルエフェドリン、塩酸メトジラジン、オウゴン、オウバク軟エキス、オンジ、カフェイン、カミツレチンキ、dl-カンフル、グアヤコールスルホン酸カリウム、クエン酸カルベタペンタン、クエン酸チペピジン、グリセリンモノグアヤコールエーテル、サザピリン、サリチルアミド、サリチル酸ジフェンヒドラミン、ジフェニルジスルホン酸カルビノキサミン、ジブナートナトリウム、臭化水素酸デキストロメトルファン、酒石酸アリメマジン、杉葉油、セラペプターゼ、タンニン酸ジフェンヒドラミン、チミアン油、テオクル酸ジフェニルピラリン、デキストロメトルファンフェノールフタリン塩、テレピン油、ナバジシル酸メブヒドロリン、ニクズク油、ノスカピン、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンC、ヒベンズ酸チペピジン、フェンジゾ酸クロペラスチン、プロメタジンメチレンジサリチル酸塩、ヘスペリジン、マレイン酸カルビノキサミン、d-マレイン酸クロルフエニラミン、dl-マレイン酸クロルフエニラミン、無水カフェイン、dl-メチルエフェドリンサツカリン塩、l-メントール、ユーカリ油、ラクチルフエネチジン、リン酸コデイン、リン酸ジヒドロコデイン、リン酸ジフェテロール又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
4	婦人薬	アセンヤク、アマチヤ、アミノエチルスルホン酸、アロエ、ウイキヨウ、ウコン、エンゴサク、オウギ、オウゴン、オウレン、オケラ、オニバス、オンジ、ガジュツ、カツコウ、カツコン、カノコソウ、カミツレ、カンキヨウ、還元鉄、カンゾウ、キキヨウ、クエン酸カルシウム、グリセロリン酸カルシウム、グルクロノラクトン、グルコン酸カルシウム、ケイガイ、ケイヒ、ケツメイシ、ケンゴシ、ゲンジン、コウブシ、コウボク、ゴシユユ、サイシン、サフラン、酸化マグネシウム、サンシシ、サンナ、サンヤク、ジオウ、シヤクヤク、ジユウヤク、シユクシヤ、硝酸チアミン、シヨウブコン、シヨウマ、セイモツコウ、センキユウ、センコツ、ソウジユツ、ソウハクヒ、ソヨウ、ダイウイキヨウ、ダイオウ、タクシヤ、チクセツニンジン、チヨウジ、チンピ、トウキ、トウヒ、トウニン、ドモツコウ、ニユウコウ、ニンジン、ニンドウ、ハツカ、ハンゲ、パントテン酸カルシウム、ピヤクキユウ、ピヤクシ、ピヤクダン、ピンロウジ、ブクリヨウ、プロムワレリル尿素、ベニバナ、抱水テルペン、ポタンピ、マオウ、モクツウ、モツコウ、ヤクチ、ヤラツパ、リン酸リポフラビン、ロートコン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
5	催乳剤	安息香酸ナトリウム、カツコン、カンゾウ、キキヨウ、シヤクヤク、センキユウ、トウヒ、ピヤクジユツ、ブクリヨウ又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
6	鎮咳去痰薬	アミノファイリン、安息香酸ナトリウムカフェイン、塩化アンモニウム、塩化セチルピリジニウム、塩化デカリニウム、塩化リゾチーム、塩酸アロクラミド、塩酸イソチペンジル、塩酸イプロヘプチン、塩酸エチルシステイン、塩酸クロペラスチン、塩酸クロルヘキシジン、塩酸ジフェテロール、塩酸ジフェニルピラリン、塩酸ジフェンヒドラミン、塩酸トリプロリジン、塩酸トリペレナミン、塩酸トリメトキノール、塩酸トンジルアミン、塩酸ノスカピン、塩酸フェニルプロパノールアミン、塩酸フェネタジン、塩酸プロメタジン、dl-塩酸メチルエフェドリン、l-塩酸メチルエフェドリン、塩酸メチルシステイン、塩酸メトキシフェナミン、オウヒ、オンジ、カフェイン、カンゾウ、グアヤコールスルホン酸カリウム、クエン酸カルベタペンタン、クエン酸チペピジン、グリセリンモノグアヤコールエーテル、クレゾールスルホン酸カリウム、サリチル酸ジフェンヒドラミン、ジフェニルジスルホン酸カルビノキサミン、ジブナートナトリウム、ジプロファイリン、臭化水素酸デキストロメトルファン、酒石酸アリメマジン、タンニン酸ジフェンヒドラミン、タ

No.	分類	主な有効成分
		ンニン酸フエネタジン、テオクル酸ジフェニルピラリン、テオフィリン、デキストロメトトルファンフェノールフタリン塩、ノスカピン、ヒベンズ酸チペピジン、フェンゾ酸クロペラスチン、プロキシファイリン、プロメタジンメチレンジサリチル酸塩、マオウ、マレイン酸カルビノキサミン、d-マレイン酸クロルフエニラミン、dl-マレイン酸クロルフエニラミン、無水カフェイン、リン酸コデイン、リン酸ジヒドロコデイン、リン酸ジフェテロール又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
7	気付け清涼剤	アセンヤク、アマチャ、安息香酸ナトリウム、エタノール、エーテル、ウイキョウ、エンメイソウ、カフェイン、ガラナ、カンショウコウ、カンゾウ、カンフル、キキョウ、クロロファイリン、ケイヒ、コウブシ、コシヨウ、サフラン、シヤクヤク、ジャコウ、シユクシヤ、シヨウキョウ、チヨウジ、チンピ、トウガラシ、トウヒ、ニクズク、ニユウコウ、ニンジン、ハツカ、ヒハツ、ビヤクダン、メントール、モツコウ、ヤクチ、リュウノウ又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
8	乗物酔い薬	アミノ安息香酸エチル、アミノファイリン、アリルイソプロピルアセチル尿素、塩酸オキシフェンサイクリミン、塩酸ジサイクロミン、塩酸ジフェニルピラリン、塩酸ジフェンヒドラミン、塩酸パパベリン、塩酸プロメタジン、塩酸メクリジン、塩酸メチキセン、カフェイン、クエン酸カフェイン、サリチル酸ジフェンヒドラミン、ジプロファイリン、ジメンヒドリナート、臭化水素酸スコポラミン、臭化メチルアトロピン、臭化メチルアニソトロピン、臭化メチルスコポラミン、臭化メチル-1-ヒオスチアミン、臭化メチルベナクチジウム、 ^{しゅう} 酸セリウム、炭酸水素ナトリウム、タンニン酸ジフェンヒドラミン、テオクル酸ジフェニルピラリン、テオフィリン、ハツカ油、ピペリジルアセチルアミノ安息香酸エチル、フマル酸ジフェンヒドラミン、ブロムワレリル尿素、プロメタジンメチレンジサリチル酸塩、ベラドンナエキス、d-マレイン酸クロルフエニラミン、dl-マレイン酸クロルフエニラミン、マレイン酸フェニラミン、無水カフェイン、dl-メントール、l-メントール、ヨウ化イソプロパミド、ヨウ化ジフェニルピペリジノメチルジオキソラン、ロートエキス又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
9	五疳 ^{かん} 強心剤	アセンヤク、アミノエチルスルホン酸、アミノファイリン、安息香酸、イツカク、ウイキョウ、ウルソデスオキシコール酸、オウゴン、オウレン、ガジユツ、カフェイン、カンゾウ、肝臓、牛角、牛胆汁、コウジン、ゴオウ、サイカク、サフラン、サンシユユ、ジャコウ、ジンコウ、シンジユ、センソ、ダイオウ、タイソウ、ダイファイリン、胆汁酸、胆汁酸石灰、 ^{ちよう} 厚牛胆、チヨウジ、動物胆、ニンジン、ネオ胆素、ハンピ、ブロムワレリル尿素、d-ボルネオール、モツコウ、リュウコツ、リュウノウ、レイヨウカク、ロクジヨウ、ロツカク又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
10	利尿剤	アザミ、安息香酸、イチイ、ウワウルシ、オケラ、カフェイン、カンボウイ、キササゲ、ギョクシヨクキズイ、ケイヒ、コケモモ、サリチル酸ナトリウムテオプロミン、シヤゼンシ、硝酸カリウム、スイカコウ、センコツ、センナ、ソウハクヒ、ダイオウ、タクシヤ、テオフィロール、ニワトコ、ニンドウ、バクモンドウ、ビヤクジユツ、ブクリヨウ、ホコウエイ、モクカ、モクツウ、陽イオン交換樹脂又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
11	血管補強剤	アスכולピン酸、アロエ、エイジツ、塩化ベルベリン、塩酸チアミン、塩酸ピリドキシン、オウギ、オウゴン、オウバク、オウレン、オケラ、カイカ、カノコソウ、カルバゾクロム、ガンマーオリザノール、グルクロノラクトン、グルタミン酸、ケイヒ、ケツメイヨウ、ケンゴシ、ゴオウ、コリン、混合植物油、酢酸dl- α -トコフェロール、サフラワー油、酸化マグネシウム、サンキライ、ジオウ、ジパルミチン酸ピリドキシン、シヤクヤク、ジユウヤク、シヨウキョウ、硝酸チアミン、センキユウ、センナ、ソウヨウ、ダイオウ、ダイファイリン、デヒドロコール酸、トウキ、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、ニンジン、ブクリヨウ、ブロムワレリル尿素、ヘスペリジン、ベニバナ、ミリチトリン、メチオニン、モツコウ、ヤラツバ脂、ヨウバイヒ、リノール酸、リボフラビン、リン酸水素カルシウム、ルチン、レシチン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
12	健胃薬	アロエ、ウイキョウ、塩化カルニチン、エンメイソウ、オウバク、オウレン、ガジユツ、キジツ、グルタミン酸塩酸塩、ケイヒ、ゲンチアナ、酵母、ゴシユユ、コシヨウ、コロソバ、コンズランゴ、サンシヨウ、ジメチルポリシロキサン、シヨウキョウ、スクラルファート、センブリ、ソウジユツ、ダイオウ、チクセツニンジン、チヨウジ、チンピ、動物胆、ニガキ、ニクズク、ハツカ、ビヤクジユツ、ホミカエキス、ヤクチ又はこれらに類似する薬理作用を有する成分

No.	分類	主な有効成分
13	消化薬	ウルソデスオキシコール酸、オキシコーラン酸塩類、コール酸、脂肪消化酵素、ジメチルポリシロキサン、スクラルファート、繊維素消化酵素、胆汁エキス、胆汁末、たん白消化酵素、デヒドロコール酸、でんぷん消化酵素、動物胆又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
14	制酸薬	アミノ酢酸、ケイ酸アルミン酸マグネシウム、ケイ酸マグネシウム、合成ケイ酸アルミニウム、合成ヒドロタルサイト、酸化マグネシウム、ジヒドロキシアルミニウムアミノアセテート、ジメチルポリシロキサン、水酸化アルミナマグネシウム、水酸化アルミニウムゲル、スクラルファート、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、ボレイ、リン酸水素カルシウム又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
15	鎮吐剤及び催吐剤	アミノ安息香酸エチル、クロルフエニラミン、五硫化アンチモン、ジフェニルピラリン、ジフェンヒドラミン、 ^{しゅう} 酸セリウム、シヨウキヨウ、トウヒ、トコン、ハンゲ、フエネタジン、ブクリヨウ、ブロムワレリル尿素、ベナクチジン、ペラドンナ、ロートコン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
16	整腸薬	アカメガシワ、アセンヤク、ゲンノシヨウコ、ジメチルポリシロキサン、整腸生菌成分又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
17	止瀉薬	アクリノール、アセンヤク、塩化ベルベリン、オウバク、オウレン、カオリン、グアヤコール、クジン、クレオソート、ゲンノシヨウコ、五倍子、サリチル酸フェニル、次サリチル酸ビスマス、次硝酸ビスマス、次炭酸ビスマス、次没食子酸ビスマス、炭酸グアヤコール、タンニン酸、タンニン酸アルブミン、タンニン酸ベルベリン、沈降炭酸カルシウム、天然ケイ酸アルミニウム、乳酸カルシウム、ヒドロキシナフトエ酸アルミニウム、ペクチン、メチレンチモールタンニン、薬用炭、ヨウバイヒ、リン酸水素カルシウム又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
18	胃腸鎮痛鎮痙薬	アミノ安息香酸エチル、エンゴサク、塩酸オキシフェンサイクリミン、塩酸ジサイクロミン、塩酸パパベリン、カンゾウ、コウボク、シヤクヤク、臭化水素酸スコポラミン、臭化メチルアトロピン、臭化メチルスコポラミン、臭化メチル-1-ヒヨスチアミン、臭化メチルベナクチジウム、ペラドンナエキス、ヨウ化ジフェニルピペリジノメチルジオキソラン、ロートエキス、ロート根総アルカロイドクエン酸塩又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
19	瀉下薬	アロエ、イオウ、ウイキヨウ、エイジツ、オウバク、オウレン、ガジユツ、カスカラサグラダ、カルボキシメチルセルロースナトリウム、ケツメイシ、ケンゴシ、酸化マグネシウム、サンキライ、ジオクチルソジウムスルホサクシネート、センキユウ、センナ、センノシド、ダイオウ、トウキ、動物胆、ピサコジル、ヒマシ油、ヤラツパ、ヨクイニン、硫酸マグネシウム又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
20	滋養強壯増血剤(ビタミン剤を含む。)及び解毒剤	アスコルビン酸、アスコルビン酸カルシウム、アスコルビン酸ナトリウム、L-アスパラギン酸、L-アスパラギン酸カリウム、アスパラギン酸カリウム・マグネシウム等量混合物、L-アスパラギン酸マグネシウム、アミノエチルスルホン酸、アミノ酸、L-アルギニン塩酸塩、アルファトコフェロール、安息香酸ナトリウムカフエイン、イカリソウ、イズイ、イノシトール、ウナギ、エゾウコギ、エタノール、エルゴカルシフェロール、塩化カルニチン、塩化コリン、塩酸アルギニン、塩酸チアミン、塩酸ピリドキシン、塩酸フェニルプロパノールアミン、塩酸フルスルチアミン、塩酸リジン、オウギ、オウセイ、オウニユウ、オウレン、オキシアントラニル酸、オキソアミジン、オクトチアミン、オロツト酸、カイクジン、カシユウ、果糖、カニガラ、カノコソウ、カフエイン、ガラナ、ガラナエキス、カラメル、カルシフェロール、カンゾウ、肝臓末、ガンマ-オリザノール、肝油、キキヨウ、強肝油、グアヤコール、クエン酸、クエン酸鉄アンモニウム、クエン酸カルシウム、クコシ、グリセロリン酸カルシウム、グリチルリチン、グリチルリチン酸アンモニウム、グリチルリチン酸ジカリウム、グルクロノラクトン、グルコン酸、グルコン酸カルシウム、グルタミン酸ナトリウム、クロロフィリン、ケイヒ、血液粉末、コウジン、ゴオウ、ゴカヒ、コハク酸、コハク酸トコフェロールカルシウム、ゴミシ、コリン、コンドロイチン、コンドロイチン硫酸、コンドロイチン硫酸ナトリウム、コンブ、サイコ、酢酸d- α -トコフェロール、酢酸dl- α -トコフェロール、酢酸レチノール、サフラワー油、サフラン、サンキライ、サンシユウ、サンヤク、シアノコバラミン、次亜リン酸カルシウム、ジイソプロピルアミンジクロロアセテート、ジオウ、ジコツピ、シベツト、シヤクナゲ、シヤクヤク、ジャコウ、酒石酸、シヨウキヨウ、硝酸チアミン、ジヨテイシ、ジンコウ、シンジユ、スツボン、セイヨウサンザシ、

No.	分類	主な有効成分
		<p>セイヨウトチノミ、センキユウ、ソルビトール、ダイオウ、大蒜、タイソウ、タクシヤ、炭酸カルシウム、胆汁酸、チアミンジスルフィド、チアミンセチル硫酸塩、チアミンチオシアン酸塩、チアミンナフタリンー・五—ジスルホン酸塩、チオクト酸、チヨウジ、鉄剤、転化糖、トウキ、動物胆、動物の生殖器、トシシ、ニクジユヨウ、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、乳酸、乳酸カルシウム、ニンジン、ニンニク、ネオ胆素、白糖、ハチミツ、ハブ、L—パリン、パルミチン酸レチノール、パンテノール、パントテン酸、パントテン酸カルシウム、パントテン酸ナトリウム、ハンピ、ピオチアスターゼ、ピオチン、ビスベンチアミン、ビタミンA油、ビタミンL、ビタミンP、ビヤクジユツ、ビワヨウ、L—フェニルアラニン、ブクリヨウ、ブドウ糖、フマル酸第一鉄、ベンフオチアミン、ボウフウ、ホスチン、ホモチスチンチオラクトン、ボレイ、マレイン酸クロルフエニラミン、水あめ、ミネラル類、ムイラブアマ、メチオニン、メチルメチオニスルホニウムクロライド、モクツウ、モツコウ、ヤツメウナギ、葉酸、ヨクイニン、卵黄、卵黄油、リボフラビン、硫酸鉄、リヨクチャ、リン酸カルシウム、リン酸水素カルシウム、リン酸リボフラビン、リン酸リボフラビンナトリウム、ルチン、レシチン、レンセンソウ、レンニク、L—ロイシン、ロクジヨウ、ローヤルゼリー又はこれらに類似する薬理作用を有する成分</p>
21	乳幼児用剤	<p>アミノ酸、カゼインカルク、カルシウム、カルシフェロール、肝油、重湯末、滋養糖、乳酸カルシウム、複方牛酪乳末、マルツエキス、リン酸水素カルシウム又はこれらに類似する薬理作用を有する成分</p>
22	駆虫剤	<p>アジピン酸ピペラジン、アスカリドール、アミノエチルスルホン酸、イオウ、カイニン酸、カマラ、カヤ、クヘントウ、クレンピ、ケンゴシ、コウボク、コジヨウコン、ザクロヒ、サンシヨウ、サントニン、シクンシ、チモール、ピペラジン、ピンロウジ、プロモナフトール、ベタナフトール、ベンズアルデヒド、マクリ、ヤラツバ又はこれらに類似する薬理作用を有する成分</p>
23	眼科用薬	<p>L—アスパラギン酸カリウム、L—アスパラギン酸マグネシウム、L—アスパラギン酸マグネシウム・カリウム(等量混合物)、アズレンスルホン酸ナトリウム、アミノエチルスルホン酸、アラントイン、イプシロン—アミノカプロン酸、エピネフリン、塩化カリウム、塩化カルシウム、塩化ナトリウム、塩化ベルベリン、塩酸エピネフリン、塩酸エフェドリン、塩酸ジフェンヒドラミン、塩酸ナフアゾリン、塩酸ピリドキシン、塩酸フェニレフリン、dl—塩酸メチルエフェドリン、乾燥炭酸ナトリウム、グリチルリチン酸二カリウム、コンドロイチン硫酸ナトリウム、酢酸トコフェロール、酢酸レチノール、シアノコバラミン、硝酸ナフアゾリン、スルファメトキサゾール、スルファメトキサゾールナトリウム、スルフィソミジンナトリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸ナトリウム、乳酸亜鉛、パルミチン酸レチノール、パンテノール、パントテン酸カルシウム、パントテン酸ナトリウム、ヒドロキシエチルセルロース、ヒドロキシプロピルメチルセルロース、ブドウ糖、フラビンアデニンジヌクレオチドナトリウム、ホウ酸、ポリビニルアルコール、ポリビニルピロリドン、マレイン酸クロルフエニラミン、メチルセルロース、メチル硫酸ネオスチグミン、硫酸亜鉛、硫酸ベルベリン、硫酸マグネシウム、リン酸水素ナトリウム、リン酸二水素カリウム、リン酸二水素ナトリウム又はこれらに類似する薬理作用を有する成分</p>
24	耳鼻剤	<p>アクリノール、アミノ安息香酸エチル、エピレナミン、塩化リゾチーム、塩酸エピロカイン、塩酸エフェドリン、塩酸トリプロリジン、塩酸フェニレフリン、塩酸プソイドエフェドリン、カフエイン、カミツレ、カミツレチンキ、カンゾウ、カンフル、グリセリン、グリチルリチン、グリチルリチン酸アンモニウム、クロルフエニラミン、ジオウ、ジフェニルピラリン、ジフェンヒドラミン、ジブカイン、タイソウ、炭酸水素ナトリウム、トリベレナミン、ナフアゾリン、ハツカ、ビヤクシ、フェノール、プロカイン、プロテイン銀、ニ—ヘキソキシ—四—アミノチオ安息香酸ジエチルアミノエチル、ベラドンナ、ベラドンナ総アルカロイド、ホモスルファミン、マレイン酸クロルフエニラミン、ミルラ、ミルラチンキ、ユーカリ油、リドカイン、硫酸プソイドエフェドリン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分</p>
25	歯又は口腔用剤、吸入噴霧剤及び含嗽剤	<p>アクリノール、アセチルサリチル酸、アミノ安息香酸エチル、エタノール、エーテル、塩化セチルピリジニウム、塩化デカリニウム、塩化ナトリウム、塩酸エピロカイン、塩酸エフェドリン、塩酸クロルヘキシジン、塩素酸カリウム、オイゲノール、カミツレ、甘硝石精、カンゾウ、カンフル、キキヨウ、グアイアズレン、グアイアズレンスルホン酸ナトリウム、グリチルリチン酸ジカリウム、β—グリチルレチン酸、クレオソート、クロルフエニラミン、クロロフィリン、サリチル酸フェニル、サリチル酸メチル、シコン、ジブカイン、硝酸銀、スルファジアジン、セネガ、炭酸水素ナトリウム、炭酸マグネシウム、チモール、チヨウジ、テトラデシルアミノエチルグリシン、銅クロロフィリンナトリウム、ドデシルジアミノエチルグリシン、ニンジン、ハチミツ、</p>

No.	分類	主な有効成分
		ハツカ、フェノール、プロカイン、ニヘキソキシ四一アミノチオ安息香酸ジエチルアミノエチル、ポピドンヨード、ホモスルファミン、マレイン酸クロルフエニラミン、ミルラ、メントール、ユーカリ油、ヨウ化カリウム、ヨウ素、ヨードグリセリン、硫酸アルミニウムカリウム、リドカイン、リユウノウ又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
26	かん洗腸剤	アクリノール、アルギン酸、安息香酸ブチル、塩化ナトリウム、塩化ベンザルコニウム、グリセリン、酢酸、炭酸水素ナトリウム、ポリエチレングリコール、薬用石けん又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
27	避妊剤	酒石酸水素カリウム、炭酸水素ナトリウム、八ヒドロキシキノリン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
28	き坐剤	アクリノール、アピエチン酸、アミノ安息香酸エチル、アラントイン、イクタモール、エピレナミン、塩酸エフエドリン、塩酸ジフェンヒドラミン、塩酸ジブカイン、塩酸ピリドキシン、dl-塩酸メチルエフエドリン、β-グリチルレチン酸、オウレン、カルシフェロール、肝油、クロロフィリン、酢酸dl-α-トコフェロール、酸化亜鉛、シコン、ジフェニルピラリン、ジフェンヒドラミン、ジブカイン、シヨウシ、スルファジアジン、スルファミン、ダイオウ、炭酸水素ナトリウム、タンニン酸、トロンピン、ナフアゾリン、ニコチン酸アミド、ビタミンA油、プロカイン、プロテイン銀、ベナクチジン、ペリフェルミン、ホモスルファミン、マレイン酸クロルフエニラミン、メチルエフエドリン、メチレンジタンニン、メントール、モクツウ、ユーカリ油、ヨウバイヒ、卵黄油、リドカイン、リボフラビン、硫酸亜鉛、ロートコン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
29	ちつ腫剤	アミノ安息香酸エチル、イクタモール、乾燥硫酸アルミニウムカリウム、逆性石けん、クロロフィリン、骨炭末、ジフェンヒドラミン、タンニン酸、プロテイン銀、ホモスルファミン、ロートコン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
30	外用殺菌消毒剤(外用性の疾患治療剤を含む。)及び外用鎮痛鎮痒収斂消炎剤(外傷、火傷及びひび治療剤を含む。)	アオキヨウ、アクリノール、アミノ安息香酸エチル、アラントイン、アルニカ、アルファトコフェロール、アロエ、安息香酸、アンモニア、イオウ、イクタモール、イソプロパノール、イソプロピルメチルフェノール、インドメタシン(液剤、軟膏剤又は噴霧剤に含有されるものであって、これらの製剤に含有される割合が一・〇%以下であるものに限る。)、ウゾクコツ、エストラジオール、エストロン、エタノール、エチルエステル、エーテル、塩化ナトリウム、塩化ベンザルコニウム、塩化ベンゼトニウム、塩化メチルロザニリン、塩酸アルキルジアミノエチルグリシン、塩酸エピロカイン、塩酸エフエドリン、塩酸クロルヘキシジン、塩酸ジフェンヒドラミン、塩酸ジブカイン、塩酸チアミン、塩酸ナフアゾリン、塩酸ピリドキシン、塩素酸ナトリウム、鉛丹、オウバク、カオリン、カミツレ、カヤブテ油、カラシ、カルシフェロール、感光素、乾燥硫酸アルミニウムカリウム、カンタリスチンキ、カンフル、肝油、逆性石けん、檜皮、グアヤコール、クジンエキス、グリチルリチン、グリチルリチン酸ジカリウム、グリチルリチン酸ナトリウム、β-グリチルレチン酸、グルコン酸クロルヘキシジン、クレオソート、クレゾール、クレゾール石けん液、クロタミトン、クロラミン、クロルフエニラミン、クロルヘトラミン、クロロフィリン、ケイヒ、コールタール、ゴレイシ、酢酸アルミニウム、酢酸コルチゾン、酢酸dl-α-トコフェロール、酢酸鉛、サリチル酸、サリチル酸グリコール、サリチル酸ジフェンヒドラミン、サリチル酸メチル、酸化亜鉛、酸化セルロース、サンシヨウ、ジエチルアミノエチルジフェニルグリコレート塩酸塩、ジカプリル酸ピリドキシン、シコン、次硝酸ビスマス、シジンエキス、ジバルミチン酸ピリドキシン、ジフェニルイミダゾール、ジフェニルピラリン、ジフェンヒドラミン、ジブカイン、脂肪酸鉛、次没食子酸ビスマス、シヨウキヨウチンキ、シヨウシ、シヨウモツコウ、スクワラン、スルファジアジン、スルファミン、スルフイソミジン、セイヨウトチノミ、センキユウ、ソウボク、ダイオウ、タンニン酸、蛋白分解酵素、チモール、テレピン油、トウガラシ、トウキ、トラゾリン、トリブロム石炭酸ビスマス、トンジルアミン、ニコチン酸アミド、ニコチン酸ベータブトキシエチルエステル、ニコチン酸ベンジル、ニワトコ、ノニル酸パニリルアミド、ハチ毒、ハツカ、ハツカ油、ハナモツヤク、パラアミノ安息香酸、パラオキシ安息香酸ブチル、パラクロルメタクレゾール、パンテノール、ビタミンA油、ヒドロコルチゾン、ヒノキチオール、ヒマシ油、ビヤクジュツ、ヒヤクソウソウ、フェノール、プレドニゾロン、プロカイン、ヘキセストロール、ニヘキソキシ四一アミノチオ安息香酸ジエチルアミノエチル、ベナクチジン、ベラドンナ、ペリフェルミン、ベルベリン、ベンジルアルコール、ボタンピ、ポピドンヨード、ホモスルファミン、d-ボルネオール、ホルマリン、マーキユロクロム、マレイン酸クロルフエニラミン、ミルラ、メタクレゾール、ニメチルニイソプロピルフェノール、

No.	分類	主な有効成分
		メチルエフエドリン、メナジオン、メントール、モクタール、薬用スカレット、ユーカリ油、ヨウ化カリウム、ヨウ素、ヨウバイヒ、ヨードホルム、卵黄油、リドカイン、リボフラビン、リユウノウ、レゾルシン、ロートコン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
31	外用寄生性皮膚病剤	アクリノール、アミノ安息香酸エチル、安息香酸、イオウ、イクタモール、ウンデシレン酸、ウンデシレン酸亜鉛、エタノール、塩化ベンザルコニウム、塩酸アルキルポリアミノエチルグリシン、塩酸ジフエンヒドラミン、カンフル、逆性石けん、グアイアズレン、β-グリチルレチン酸、クロタミトン、クロトリマゾール、米糠乾溜 ^{ぬか} ター ^{りゅう} 、酢酸ビスデクアリニウム、サリチル酸、サリチル酸フェニル、酸化亜鉛、ジフエンヒドラミン、ジユウヤク、硝酸ミコナゾール、チアントール、テシット、トリメチルセチルアンモニウムペンタクロロフェネート、トルナフタート、パラオキシ安息香酸ブチル、ヒノキチオール、フェノール、ベタナフトール、ホモスルファミン、マレイン酸クロルフェニラミン、ニ-メチル-ニ-イソプロピルフェノール、メチレンブルー、モクタール、木槿皮 ^{きん} 、ヨウ化カリウム、ヨウ素、硫化カリウム、レゾルシン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
32	皮膚軟化剤 (魚の目、いぼ取り及び吸出しを含む。)	アミノ安息香酸エチル、鉛丹、オウバク、コロジオン、サリチル酸、酸化カルシウム、硝酸銀、シヨウシ、水酸化カリウム、尿素、ビヤクシ、メチレンブルー、ヨウバイヒ、硫酸銅レンギヨウ、レンギヨウ又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
33	指又は乳の疾患剤	オウバク、クジシ、サンシシ、サンシヨウ、ヒヤクソウソウ、ボレイ、ヨウバイヒ、レンギヨウ又はこれらに類似する薬理作用を有する成分

(参考)

○ 薬事法（昭和35年法律第145号）（抄）

（配置販売業の許可）

第三十条 配置販売業の許可は、配置しようとする区域をその区域を含む都道府県ごとに、その都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い品目を指定して与える。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

一 申請者が、第六条第二号イからホまでのいずれかに該当するとき

二 申請者が、その販売業の業務を行なうにつき必要な知識経験を有しないとき。

3 前項第二号の知識経験を有するかどうかの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

（配置販売品目の制限）

第三十一条 配置販売業の許可を受けた者（以下「配置販売業者」という。）は、前条第一項の規定により都道府県知事が指定した品目以外の医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

○ 薬事法第30条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた基準が配置販売品目指定基準である。

○ 配置販売品目指定基準に従い、都道府県知事が品目を指定して、配置販売業の許可を与える。

○ 配置販売品目指定基準（昭和36年厚生省告示第16号）

薬事法第三十条第一項の規定による配置販売品目の指定は、別表第一に掲げる医薬品でそれぞれ同表に掲げる有効成分以外の有効成分を含有せず、かつ、同表に掲げる効能又は適応症以外の効能又は適応症が表示されていないもの又は別表第二に掲げる漢方処方に基づく医薬品でそれぞれ同表に掲げる効能又は適応症以外の効能又は適応症が表示されていないもの並びに脱脂綿、ガーゼ及びばん創膏であつて、次の各号に該当するものについて行なうものとする。

一 薬理作用が緩和であり、かつ、蓄積性又は習慣性がないこと。

二 経時変化が起こりやすすくないこと。

三 剤型、用法、用量等からみて、その使用方法が簡易であること。

四 容器又は被包が、こわれやすく、又は破れやすいものでないこと。